

# 令和6年第8回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年8月19日（月）午後1時28分から午後1時57分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 8名

欠席 農業委員 2名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	石田 敏裕	出席
2番	横山 智	出席
3番	目黒 文夫	出席
4番	横山 行雄	出席
5番	星 美代子	出席
6番	川上 敦史	出席
7番	永澤 広美	欠席
8番	阿部 庄一	欠席
9番	菅野 昌孝	出席
10番	清野 敏興	出席

農地利用最適化推進委員 10名

農地利用最適化推進委員 0名

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	齋藤 壽	出席
3区	加藤 博	出席
3区	菊地 英雅	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	八巻 和夫	出席
7区	森 文明	出席
7区	佐藤 正義	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
5番	星 美代子
6番	川上 敦史

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	加藤 伸二
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

報告第 1号 令和6年第8回総会までの主な行事について

議案第34号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

会長 ただいまより令和6年第8回農業委員会総会を開催いたします。

(あいさつ)

続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、5番 星美代子委員と6番 川上敦史委員にお願いします。

なお、欠席は7番 永澤広美委員、8番 阿部庄一委員であります。

それでは、次第4の議事に入ります。

報告第1号、令和6年第8回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 報告第1号 令和6年第8回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

はじめに改選前についてであります。

6月14日から19日まで町議会定例会が役場で開催され、事務局長が対応しております。

6月20日、農業委員会サポートシステム・ワンデスクシステム基本操作研修会がWEB研修で開催され、役場において事務局が出席しております。

6月25日、相双農林事務所管内農業委員会研修会が南相馬市で開催され、清野職務代理、事務局が出席しております。

7月1日、地域農業再生協議会通常総会が役場で開催され、鈴木会長が出席しております。

7月1日、町議会臨時会が役場で開催され、事務局長が対応しております。

7月5日、農業者年金担当者会議が福島市で開催され、事務局が出席しております。

次に改選後についてであります。

7月11日、新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が南相馬市で開催され、横山行雄委員、目黒文夫委員、齋藤委員、菊地委員、八巻委員、森委員、佐藤委員、事務局が出席しております。

7月18日、浜通り地方農業委員会協議会総会がいわき市で開催され、清野会長、事務局長が出席しております。

7月19日、農業委員会職員協議会総会が福島市で開催され、事務局が出席しております。

7月22日、農地パトロール（4区）、町内において、川上委員、小野委員、事務局で実施しております。

7月24日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席

しております。

7月25日、地域計画策定説明会が改善センターで開催され、清野会長、事務局が出席しております。

7月26日、農地パトロール（5区）、町内において、菅野職務代理、中村委員、事務局で実施しております。

8月1日、農地パトロール（5区）、町内において、菅野職務代理、中村委員、事務局で実施しております。

8月9日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、菅野職務代理、阿部委員、鈴木委員、目黒敏雄委員、事務局で調査を実施しております。

以上でございます。

会長 ただ今事務局長から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

続きまして、議案第34号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第34号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から2番をご説明いたします。

2ページをご覧ください。

これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。

1番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。

今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アールあたり米30kgとなっております。

2番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。

今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アールあたり3,000円となっております。

以上でございます。

会長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第34号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から2番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会長 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、1番から3番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、1番から3番を説明いたします。1番から3番は全て関連しているため、一括で説明いたします。議案の3ページから4ページ、資料1ページから6ページになります。

これについては、令和6年5月15日に開催されました令和6年第5回農業委員会総会にて承認され、「許可が相当」の意見を付して福島県相双農林事務所へ書類を送付しておりました。しかし、福島県相双農林事務所が書類を受理する前に、取り下げの意向が示されたことから、処分を保留しておりました。

1番に記載されている農地の計画が発電事業を行うことが難しくなり、2番から3番も転用目的が達成できくなつたことから、取り下げの申請があつたものであります。

以上でございます。

会長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 質問もないようですので、議案第35号の1番から3番を原案どおり承認することに、異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、1番から3番は原案のとおり承認いたします。

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番について説明いたします。議案は5ページになります。

譲渡人・譲受人・申請地は、議案の記載とおりであります。申請は、売買による所有権移転であります。譲受人は、牧草を栽培する計画であります。

2番につきまして、農地の上空にソーラーパネルを設置するもので、農地の区分地上権の設定であります。

これについては、ソーラーパネルは平成27年に設置しておりますが、農林水産省農村振興局長通知により3年間もしくは10年間を期限とし貸借を設定し、期間を延長する場合は新たに農地法第3条の規定による許可が必要であることから申請されたものです。ソーラーパネル設置後も地上は、イチジクを栽培していることから、民法269条の2第1項に基づく特殊事由による申請であります。

1番から2番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

以上でございます。

会長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見があればお受けします。何か、ございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 質問もないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番は原案のとおり承認し「許可」といたします。なお、1番の許可日につきましては、議案第38号の1番が県知事より許可された日に許可証を発行いたします。

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明をいたします。

議案の7ページと資料7ページから10ページになります。

申請人、申請地は議案の記載とおりであります。

転用目的は、ソーラーシェアリングで、自己転用であります。ソーラーパネルは平成27年に設置しておりますが、農林水産省農村振興局長通知により農用地区域のソーラーシェアリングへの転用は3年間の期限であるため、その延長のための申請であります。

なお、実際の転用は資料9ページのピンク色で染まっている部分のみであります。

転用のための防除施設の概要については、議案に記載の通りであります。

転用面積は、ソーラーパネルを支える柱のみであるため、最小面積で抑られています。ソーラーパネルの下では現在もイチジクを栽培しており、イチジクに必要な日照時間も確保された設計をしております。

申請地の農地区分については、新地農業振興地域整備計画に基づく農用地区域になっておるため、農振農用地となります。しかし、申請がソーラーシェアリングであり、農地はイチジクを栽培していることから許可の要件を満たしております。

以上でございます。

会長 この件に関しましては、8月9日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

鈴木委員 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について、8月9日に目黒敏雄 委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明いたします。議案7ページと資料の7ページから10ページをご覧ください。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の7ページから8ページの記載とおりで、申請地は平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設については、議案に記載のとおりで、引き続き営農型太陽光発電事業を継続しても、他の方の農地への影響は及んでいないと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会長 ありがとうございました。質疑に入る前に、地元委員から何か補足意見があれば、お願ひします。

[発言する人なし]

会長 それでは議案第37号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

横山(行)委員 参考までに、イチジクの品種は何ですか。

清野会長 現地を何回かみているが作り方としては、一文字仕立てで横に這わせる手法です。

横山(行)委員 一文字仕立てであれば生食用か。

佐藤委員 一文字仕立てではなく背丈を抑えた通常の栽培方法だとみておりましたので、ホワイトゼノアだと思います。

清野会長 現地も見ていますが、一文字仕立てになっています。ただ、一文字仕立てがホワイトゼノアにあっているのかはわかりません。

事務局 品種は把握していませんが、一文字仕立ての栽培方法です。

石田委員 何を審議すればよいのですか。先ほど会長から収量8割ないといけない、毎年収量の報告をしないといけないとの話がありましたが、それはこれからのは話で、今は周辺への影響等がないかを判断すればよいのか。

事務局 每年報告というのは今までありました。今回の申請人についても毎年報告をいただいております。今回は再設定なので、周辺に支障を及ぼすかどうかをメインでみていただきたい。収量8割基準は県が別に調査し指導することがある。

事務局 補足になりますが、平成27年に設置して、3年ずつの更新になっておりまして、11月で9年満了、3回目の更新となります。

佐藤委員 南側にイチョウの木がありますが、周辺への影響はないと思います。逆に今後伐採が予定されているかわかりませんが、イチョウの木が伸びるとイチジクの日

照に影響が出る可能性があるように思います。

会長 その他ありませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を説明いたします。議案は8ページ、資料は11ページから14ページになります。

申請人である設定人と被設定人、申請地は議案の記載とおりであります。

転用の内容は、ソーラーシェアリングで、使用貸借権の設定であります。ソーラーパネルは 平成27年に設置しておりますが、農林水産省農村振興局長通知により農用地区域のソーラーシェアリングへの転用は3年間の期限であるため、その延長のための申請であります。

なお、実際の転用は資料13ページのピンク色で染まっている部分のみであります。

転用のための防除施設の概要については、議案に記載の通りであります。

転用面積は、ソーラーパネルを支える柱のみであるため、最小面積で抑えられております。ソーラーパネルの下では現在もイチジクを栽培しており、イチジクに必要な日照時間も確保された設計をしております。

申請地の農地区分については、新地農業振興地域整備計画に基づく農用地区域になっております。しかし、申請がソーラーシェアリングであり、農地はイチジクを栽培していることから許可の要件を満たしております。

2番を説明いたします。

議案の9ページと資料15から17ページになります。

譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。転用目的は個人住宅であります。権利の移動は贈与による所有権移転で、譲渡人と譲受人は実の親

子であります。

転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、集団の高い農地と連たんしているため、第1種農地となります。しかし、申請地周辺は集落を形成しており、その集落と申請地の距離が最小限であることから、許可の要件は満たしております。許可の要件は満たしていると考えております。

以上でございます。

会長 この件に関しましては、8月9日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

鈴木委員 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、8月9日に目黒敏雄委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を報告いたします。

議案の8ページと資料11ページから14ページをご覧ください。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の11ページから12ページの記載とおりで、平坦な土地であります。

転用目的及び防除施設については、議案に記載のとおりで、引き続き営農型太陽光発電事業を継続しても、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

2番を報告いたします。

議案の9ページと資料の15ページから17ページをご覧ください。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の15ページから16ページの記載とおりで、平坦な土地であります。

転用目的及び防除施設については、議案に記載のとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会長 ありがとうございました。質疑に入る前に、地元委員から何か補足意見があれば、お願いします。

[発言する人なし]

会長 それでは議案第38号の1番から2番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から2番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和6年第8回農業委員会総会を閉会いたします。